

## 堺市・美原町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・美原町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、堺市・美原町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員の報酬は日額10,200円とする。ただし、堺市及び美原町(以下「両市町」という。)の長、助役及び常勤の職員については、これを支給しない。

2 顧問は無報酬とする。

(費用弁償の額)

第3条 委員等が、協議会の職務を行うため旅行する場合(両市町の区域内を旅行する場合を除く。)は、堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年堺市条例第4号。以下「旅費条例」という。)その他の堺市の規程により市長が受ける旅費に相当する額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、委員等(大阪府の区域内に居住する者を除く。)が協議会の会議に出席した場合は、同項の例により当該出席に要した費用を支給する。

3 前2項の規定により費用弁償をする場合は、大阪府の区域内における旅行のときを除き、旅費条例により市長が受ける日当に相当する額を支給する。

(支給方法)

第4条 委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、堺市の例によるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月18日から施行する。